

奈良市富雄第三小中学校 いじめ防止基本方針（いじめをさせない・見逃さない・許さない）

学校番号 433 522

奈良市富雄第三小中学校

学校長 廣岡 由美

いじめの定義

◇「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。「保護者」とは親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

◇いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に危険を生じさせるおそれがある極めて深刻な人権問題であり、決して許されるものではありません。

「奈良市いじめ防止基本方針 はじめに」

全職員の確認（基本姿勢）

○いじめをさせない、見逃さない、許さない学校づくりに徹する。

- ・いじめは、本校にも起こり得るという危機意識の下に取り組む。

○いじめを許さず、被害者を守り通す姿勢を持つ。

- ・いじめであることの判断は、いじめ防止対策推進法により行い「いじめられる側にも問題がある」という見方をしない。

○学校として、組織的な「気付き」や「対応」でいじめ撲滅を目指す。

- ・いじめは、見ようとしなければ見えないものである。多くの教員の目で、いじめ予防と早期発見、適切な対応を行い、重大事態にならないように対処する。そのために、生徒指導体制・教育相談体制を構築する。

「奈良市いじめ防止基本方針 第1章第2項」

児童生徒の望ましい人間関係を築くための取組

○人権教育や学年を超えた活動を充実させ、人間関係形成力を育てる。

- ・全ての学年で人権教育の中に位置づけ、いじめを許さない意識を育てる。また、いじめに特化した校内研修も推進する。
- ・本校の特色を生かし、学び合い・仲間づくり・人間関係プログラム等を駆使し、児童等間の交流の中で相手を思いやり、いじめのない学校づくりを行う。

○関係団体等と連携した取り組みの推進を図る。

- ・「子どもの安全を見守る会」の方々と児童等との関係形成を進め、地域や見守る会との連携した取組を進める。
- ・ネットによるいじめ対策としての情報モラル教育を行う。
- ・いじめは犯罪であり、加害行為には社会的制裁、更生要請が伴うことを意識させる。

「いじめ防止対策推進法 第15条」

いじめ予防と早期発見、適切な対応

○いじめを許さない環境づくりに努めるとともに、初期段階で対応し、いじめをエスカレートさせないために

- ・授業、休み時間、給食、清掃時等、児童等との触れ合いを心がけ、信頼関係をつくる。
- ・教育相談期間を設け、児童等と担任教員とが自由に話をする中で児童等の悩み等を把握する。
- ・スクールカウンセラーと連携し、ストレス度チェック等により児童等の心の状況を知るとともに、必要に応じ、いじめに関するアンケートを定期的に行い（学期に1回）、実態を捉える。
- ・いじめが予測されるケースや、部活動中など、教員から見えにくい部分での観察を強化する。

○児童生徒の様子を確認し、複数の目で事象を見抜くために

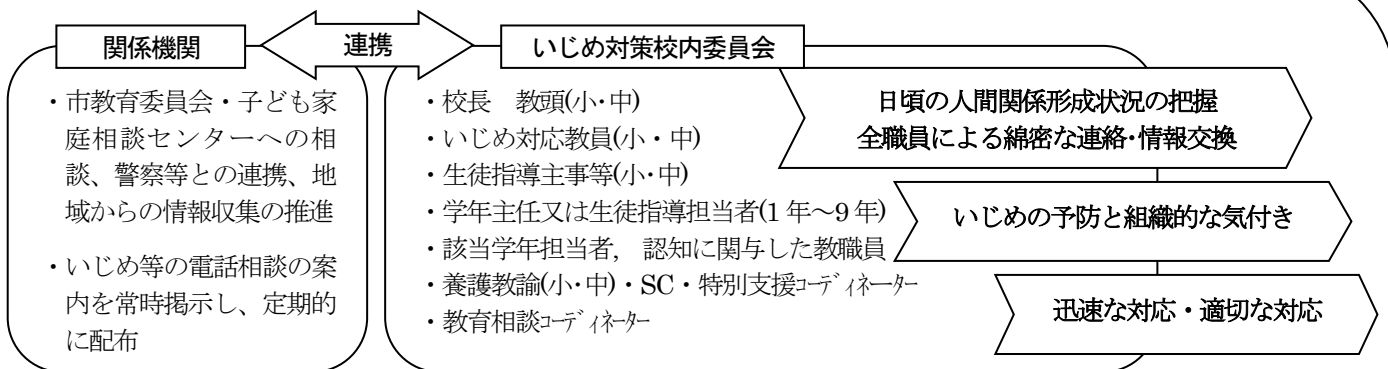
- ・児童等の様子や、配慮が必要な児童等への対応を学年内で、こまめに報告・連絡・相談を行い、必要ある事案については全体で共有する。
- ・小学部、中学部ごとに情報交換を密に行い、各学部全体の生徒指導連絡会を毎月及び必要時に行う。

○いじめ問題にいち早く適切に対応するために

- ・いじめの疑いがある事案に対しては、学校組織として対応する。
- ・適切な対応を行うため、いじめ対策校内委員会で対応方法等を検討し、必要な事案には、その日のうちにアクションを起こす。
- ・児童生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。
- ・校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。

「いじめ防止対策推進法 第23条・25条」

校内組織の構築と、関係機関との連携等



◇教育相談体制

- ・小学部及び中学部ごとにSC(スクールカウンセラー)の派遣を受け、SCと児童等、保護者、教員をつなぐ役割をもつ、教育相談コーディネーターを配置する。
- ・中学部は毎週火曜日の1限目に情報交換会を開催し、問題の共有や解決に向けた協議を行う。
- ・特別支援が必要な児童等にあつては、随時子ども支援委員会を開催し、情報共有や解決に向けた協議を行う。
- ・月1回小中合同の生徒指導連絡会を実施する。
- ・学期に1回、担任との二者面談の機会を設定する。

◇校内研修

- ・年度当初の市教委によるいじめ問題に関する説明会に参加し、全教職員で共通理解を図る機会をもつ。
- ・夏季休業中に、いじめに関する研修会を実施する。
- ・日常的に生徒指導主事及び主任が職朝等で、他校の事案等をもとに注意喚起を行う。

「いじめ防止対策推進法 第22条」

重大事態への対処

「重大事態」とは、

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「重大事態への対処の方法について」

学校は、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、いじめ対策校内委員会を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

「調査結果の提供及び報告について」

学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、奈良市教育委員会事務局いじめ防止生徒指導課の指導及び支援のもとに行う。

「いじめ防止対策推進法 第28条」